

この事業を利用検討している皆様へお願い

◆ 次のような方はこの事業はご利用いただけません。

- ・利用意思が確認できないほど、判断能力が低下された方。成年後見人等が選任されている方。
- ・判断能力に問題のない方。(お金の自己管理ができる方、身体障がいや肢体不自由のみが理由等)
- ・債務整理のみを希望される方。

⚠ このようなことには対応していません。

- ・入院の手続きや、施設入所・福祉サービスその他の契約を本人に代わって行うこと
→成年後見制度と異なり、この事業でできることは手続きの支援であり、契約や手続きの代理行為はできません。
- ・本人の意思が確認できない状態で日常的金銭管理サービスを行うこと
→通帳印鑑を預かっていても、本人の意思確認ができない状態(死亡、意識不明、行方不明、入院の一部などを含む)で、預貯金口座からの出金や支払を行うことはできません。

ご相談・お問い合わせ

区社会福祉協議会に相談をいただきますと『あんしんサポート新潟』が相談を引き継ぎます。

- | | |
|--|--|
| ● 北区 TEL 025-386-2778
〒950-3323
新潟市北区東栄町1-1-14 北区役所1階 | ● 秋葉区 TEL 0250-24-8376
〒956-0864
新潟市秋葉区新津本町1-2-39
新津地域交流センター2階 |
| ● 東区 TEL 025-272-7721
〒950-0885
新潟市東区下木戸1-4-1 東区役所1階 | ● 南区 TEL 025-373-3223
〒950-1214
新潟市南区上下諏訪木817番地1 |
| ● 中央区 TEL 025-210-8720
〒951-8062
新潟市中央区西堀前通6番町909番地
Co-C.G. (コンジ) 3階 | ● 西区 TEL 025-211-1630
〒950-2054
新潟市西区寺尾東3-14-41
西区役所健康センター棟1階 |
| ● 江南区 TEL 025-250-7743
〒950-0155
新潟市江南区泉町3-3-3
江南区福祉センターきらとびあ1階 | ● 西蒲区 TEL 0256-73-3356
〒953-0041
新潟市西蒲区巻甲4363
巻ふれあい福祉センター1階 |

社会福祉法人 新潟市社会福祉協議会 地域福祉課 権利擁護推進係

『あんしんサポート新潟』

〒950-0909
新潟市中央区八千代 1-3-1 新潟市総合福祉会館 1階

TEL 025-243-4416 FAX 025-243-1217

受付時間：午前 8:30～午後 5:15 (年末年始・土日祝日休)

※日常生活自立支援事業は、新潟市からの補助金により実施しております。



ちょっと、 助けてくれる人は いないかな？



《福祉のこと・お金のこと・郵便物の確認》

私たちがお手伝いします！

あんしんサポート新潟

日常生活 自立支援事業のご案内

 社会福祉法人 新潟市社会福祉協議会

利用対象者

新潟市内にお住まいで、認知症の高齢者、知的障がいのある方、精神障がいのある方など、判断能力が不十分な方が対象となります。具体的には、福祉サービスの利用手続きや利用料金の支払いなど、日常生活を送るうえで必要な事柄について、ご自身で適切な判断が困難な方が対象です。



01 サービス内容について

基本サービス

●福祉サービスの利用援助

《福祉サービスを安心してご利用できるようにお手伝いします。》

福祉サービスについての内容に関する情報提供・助言、サービス申し込み手続きの見守り、サービス実施状況の確認を行います。

必要に応じて選択できるサービス

●日常的金銭管理サービス

- ・公共料金・家賃の支払い、福祉サービス等の利用料の支払い、年金等の受領確認
- ・上記の他、生活費等の払い戻し支援

●書類等預かりサービス

印鑑や証書等を安全な場所で保管
(預金通帳、保険証書、実印、銀行印等の書類)



03 利用料金について



・専門員による訪問や相談 ・支援計画・契約書の作成	・福祉サービスの利用援助 ・日常的金銭管理サービス	書類等 預かりサービス
無 料	1時間(1単位)……………1,000円 以降30分ごと(0.5単位)……400円 <small>※この他に交通費(実費)をいただきます。</small>	1年/1,200円

※市民税が非課税の方は2分の1になります。(1時間 500円、以降30分ごとに200円)

※生活保護を受給されている方は、全て無料となります。

02

サービス利用の流れ

- 01 相談** お住まいの区社会福祉協議会(裏面に連絡先あり)がお電話等で相談を受けつけます。
- 02 訪問** 専門員が自宅等を訪問し、サービス内容について説明を行います。生活の状況や収支状況をお伺いします。
- 03 支援計画の作成** ご本人の利用意思や契約締結能力を確認後支援内容をご本人と話し合い、支援計画を作成します。
- 04 契約** サービスの内容を十分に確認した上で、ご本人と社会福祉協議会で契約を結びます。
- 05 サービス利用開始** 支援計画の内容に沿って生活支援員がサービスを提供します。



サービスの終了について

- ご本人から解約の申し出があったとき
- ご本人が亡くなったとき
- ご本人の判断能力の低下や生活状況の変化(市外への転居等)により、契約の継続が困難になったとき

04 専門員、生活支援員について

社会福祉協議会の職員である「専門員」と「生活支援員」が支援を行います。それぞれの役割は以下の通りです。



- ・相談業務
- ・利用に関する調査
- ・支援計画書の作成
- ・関係機関等との連絡調整など



- ・支援計画書に沿って支援を実施
- ・利用者の状況を専門員へ報告 など